

インセンティブ交付金について

(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)

1 制度の趣旨

平成 29 年の地域包括ケア強化法により、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組を評価する制度が導入された。

国が客観指標に基づき自治体を評価し、結果に応じて交付金を配分することで保険者機能の強化を促すとともに、自治体の取組を「見える化」し、介護予防・地域包括ケアの推進を図ることを目的としている。

2 交付金の種類

(1) 保険者機能強化推進交付金 (H29 創設)

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を評価し、交付金を配分

(2) 介護保険保険者努力支援交付金 (R2 創設)

- 介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価

※両制度により、自治体の取組状況を点数化し、評価結果に応じて交付金が配分

3 胎内市での活用

現在は介護保険給付費準備基金へ積立。

今後、介護保険財政の安定を図りつつ、以下の事業の財源としての活用も視野に入れる。

- 地域支援事業**
(第 1 号被保険者保険料を充当)
→ 介護予防・生活支援・地域包括支援センター運営など、介護予防の基盤となる事業
- 保健福祉事業**
(第 1 号被保険者保険料のみで実施)
→ 市独自の健康づくり・高齢者福祉施策など、柔軟に取り組める事業

4 胎内市の評価結果

年度	得点(満点 800 点)	県内順位	評価対象年度
令和 8 年度	614 点	1 位	令和 6 年度実績 令和 7 年度取組 (予定含む)
令和 7 年度	510 点	8 位	令和 5 年度実績 令和 6 年度取組 (予定含む)
令和 6 年度	574 点	3 位	令和 4 年度実績 令和 5 年度取組 (予定含む)

※国が毎年度、評価指標に基づき評価